

## 病院情報システム等の刷新に向けた協議会の開催について

令和7年5月7日

デジタル庁

厚生労働省

### 1. 目的

医療DXの推進に係る工程表に基づき、遅くとも令和12年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入に向けて、デジタル庁・厚生労働省（以下、国）では、現在のオンプレ型のシステムを刷新し、電子カルテ/レセコン/部門システムを一体的に、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行する方針を検討しています。

具体的には、令和7年度中に国がシステムの標準仕様を取りまとめ、令和8年度より事業者が本標準仕様を踏まえた開発に円滑に着手できるよう、これらの取組に意欲的な事業者を募り、病院情報等の刷新に向けた協議会（以下「協議会」という。）を開催します。

国は、本協議会の開催を通じて、本取組に係る適時適切な情報提供や意見交換を事業者と行うとともに、現在の電子カルテを利用している病院等における課題解決に向けた対応方針を検討しつつ、前述の目的を実現するため標準仕様の取りまとめを行います。

令和7年度は、以下の規模の中小病院を念頭に標準仕様を取りまとめ、令和8年度より、事業者にて開発を行うとともに、複数医療機関（国立病院機構等の100～200床程度の医療機関を想定）での試行的導入・推進を進めながら、大病院向けに展開できるかどうかの検討を継続していく予定です。

**【病床規模】** 100～200床程度

**【病院機能】** 地方都市の総合病院のように、一般的な急性期医療から回復期リハビリテーション、慢性期医療までの幅広い機能を有する

**【部門システム】** 薬剤部門システム、放射線部門システム、臨床検査部門システム、生理・手術・内視鏡・給食等

### 2. 構成員

本協議会の構成員は、次のとおりとします。ただし、事務局は、分科会を設置し、その構成員とすることができるとともに、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができるものとします。

- ・構成員 電子カルテシステム・部門システム等を提供する事業者
- ・制度所管省 デジタル庁・厚生労働省

### 3. 開催概要

協議会は、2.構成員に示すものにより構成の上、定期的な会議を開催します。なお、事務局が本取組みに際し必要があると認めるときは、上記に掲げる者以外の関係者の出席を求め、関連情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとし、また、個別会議の開催も適宜行うこととします。

### 4. 応募条件

本協議会への参加を希望する事業者は、以下の要件を満たすこととします。

- 法人格を有する事業者であること
- 本施策を十分に理解し、関連する事業を行っていること
- 本協議会において積極的に意見を出し合い、また、仕様書案の意見照会、構築に必要な期間の精査、効果の試算などの作業に協力する意思のある事業者
- 当該事業におけるコンプライアンス厳守の姿勢を有する事業者
- 6. 提出ドキュメントにて示す各種ドキュメントを提出すること
- 令和8年度より、国が示す標準仕様やテスト要件等に準拠した設計・開発・テスト等を実施するための環境や体制(標準仕様書作成過程における開発の準備も含む。)を構築できること

### 5. 応募方法

以下に示す申請フォームより各社につき1件のご回答をお願いします。

応募期限等については、下記フォームをご確認ください。

- 申請フォーム

<https://forms.office.com/r/UAJkKE90Zq?origin=lprLink>

### 6. 提出ドキュメント

応募者は、標準仕様書の作成の参考に資するため、以下に示すような自社サービスのシステム構成等に係るドキュメントを事務局に提出することとします(サービスが複数ラインナップある場合はそれぞれのサービスごとにすべて)。また、ドキュメントの形式や提出期限等については、適宜協議の上対応を決定するとともに、構成員決定後に提出が必要となる資料の機密情報の取り扱いについて、事務局は、応募企業と秘密保持契約を取り交わすものとし、なお、国が必要と判断した情報等については、適宜提出を求めることがあります。

(申請の段階で提出が必須となる資料)

- システム概要
- 全体図

(構成員決定後に提出が必須となる資料)

- 業務フロー図
- システム要件
- 機能要件
- 非機能要件
- 基本設計
- 詳細設計
- 受入テスト計画書
- システムアーキテクチャ設計
- クラウドアーキテクチャ設計
- 外部インターフェース設計
- クラス図
- データベース設計
- 契約書（医療機関との契約書、秘密保持契約等）
- サービス仕様適合開示書及びサービス・レベル合意書（SLA）
- 保守体制に係る資料
- その他（データ移行に係る資料、システム導入に関する資料（業務設計やシステム設定やプロセスに係る資料）、見積書の明細が分かる資料）

## 7. 選出方法

申請内容および事前提出された書類等をもとに、協議会への参加資格を事務局にて審査します。選考結果については、応募者全員に通知します。

## 8. 参加者の役務

参加者は、以下に示す役務を遂行することとします。

- 協議会での議事録等の情報を守秘し、外部に漏らさないこと
- 定期的に開催する会議に出席すること
- 標準仕様策定にあたり、個別ヒアリングに応じること

## 9. 費用負担

本協議会への参加にあたり、費用負担は以下のとおりとします。

- 協議会参加に際しての費用は参加者負担となります
- 会議使用や事務局の運営に係る費用はデジタル庁が負担します

## 10. その他

- ・本協議会の庶務は、デジタル庁健康・医療・介護班において処理します。
- ・その他、本協議会の運営等に関し必要な事項は、デジタル庁健康・医療・介護班が定めることとします。

以上

(改訂履歴)